

地方公共団体情報システムにおける 文字の標準化に関する有識者会議（第3回）

日時 令和8年2月16日（月） 15:00-17:00
開催方法 全国町村会館・オンライン

議事

1	専門ワーキングチーム開催状況	4
2	文字同定ワーキングチーム開催状況	7
	(総務省提供) 住民基本台帳事務処理要領における文字同定の考え方について	10
3	行政事務標準文字の追加の検討	12
4	行政事務標準文字への登記統一文字の追加	17

※各種ワーキングチームは本資料上でWTと略す

1 専門ワーキングチーム開催状況

令和7年度専門WT（2回実施）では主に3論点を議論した。

1 改製不適合戸籍の方の氏名の標準準拠システムにおける取扱い

(1) 改製不適合戸籍由来の文字の同定先文字については、文字同定WTにおいて検討中であるが、同定した文字の本人への意思確認及び本人への情報提供の必要性について、どのように対応すべきか

専門WTでのご意見

- コンピュータ上での活字表現として文字の変化が起こり得ることを広く市民に周知した上で、著しい変化がある場合や本人の事情に合わせて個別説明を行う運用が適切で、自治体にある程度の裁量を持たせてほしい。
- 同定後の行政事務標準文字の方が戸籍の字に近くなる場合には、住民への通知が逆に混乱を招く可能性があるため、一律通知とせず、自治体に判断の余地を持たせてもらえるとありがたい。
- 本人通知の例の提示は技術的助言にとどめ、最終的な判断は自治体に任せるべき。
- 都道府県や民間企業は外字を使わずに通知をしていて、戸籍にはこだわるが通知に拘らない方々が多い認識。中には通知にも強い関心を持つ住民の方はいるため、自治体の柔軟な対応を尊重しては。

(2) 改製不適合戸籍由来の文字や、改製不適合戸籍ではないが同定が難しい文字の同定先文字について、同定できない場合の対応方法はどのように考えるか

- 戸籍と住民基本台帳の文字に関する整理状況に合わせて、住民基本台帳事務処理要領の記載も検討か。

(参考) 住民基本台帳事務処理要領

日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている氏名及び氏名の振り仮名（以下「氏名等」という。）を記載（字体も同一にする。）する。世帯票の場合には、氏を同じくする世帯員が数人いる場合であっても、氏を省略することなく氏名等を記載する。本籍のない者又は本籍の不明な者については、日常使用している氏名を記載する。

専門WTでのご意見

- 同定できない文字は、新たに行政事務標準文字へ追加するか、包摂基準を拡張して対応する必要がある。
- 字体同一の扱いについては、今後の整備状況に応じて、住民基本台帳事務処理要領を改訂する方向性もあり得る。（総務省）

2 行政事務標準文字の取扱い範囲

登記統一文字のように、行政事務標準文字を活用する分野が想定されるか

専門WTでのご意見

- ・ 法人ベース・レジストリや不動産ベース・レジストリは行政事務標準文字との内容面での親和性が高く、統一運用が望ましい。
- ・ 各システムで使用できる文字と使用できない文字の制御を行うため、文字の属性情報を明確にしてほしい。

3 自治体の文字同定期限

特定移行支援システムの存在を踏まえ、自治体の同定期限をどのように考えるか

- 標準化の期限は原則令和7年度末となっており、「原則2025年度」までに同定作業を終えることとしているが、同定作業完了時期や文字要件への適合の経過措置期限に関するスケジュールが具体的に定まっていない。

地方公共団体情報システム標準化基本方針（2024年12月24日閣議決定）

現行システムがメインフレームにより構成され、システムの全容把握からデータ移行をはじめとした標準準拠システムへの移行完了までに他システムと比較し、相対的に時間を要する場合、現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合及び事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度（2026年度）以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム（以下「**特定移行支援システム**」という。）については、デジタル庁、総務省及び制度所管省庁は、地方公共団体から把握した当該システムの状況及び移行スケジュールも踏まえて、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとし、**概ね5年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援する**。なお、この場合であっても、**特定移行支援システムから必要に応じてデータ要件の標準を踏まえたデータ項目に基づくデータの抽出ができるようにすることとする**。

円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

①データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。

②略

専門WTでのご意見

- ・ ※特にご意見は無かった。本会議で後ほど関連があるので、そちらでご議論いただく。

2 文字同定ワーキングチーム開催状況

文字同定WTの実施

同定できない文字のうち改製不適合戸籍由来の文字として自治体から提出された文字について、文字同定WTにて同定先候補の検討を行った。

自治体からの届出状況

- ▶ 令和8年1月末日時点で、82自治体から、230文字の受付 ※不備解消依頼中含む

開催スケジュール

- ▶ 令和8年2月16日時点で6回開催

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月	3月
		第1回		第2回	第3回	第4回	第5回		第6回

検討方針

- ▶ 文字包摂ガイドラインに則り、専門家の見地から包摂可能かどうかで判断いただいた

※氏名に使用されている文字のため、検討内容詳細は非公表

(参考) 令和6年度実施悉皆調査

- ▶ 文字の同定作業完了時期（または完了予定時期）は、夏頃（令和7年9月頃）までが75.6%、年内（令和7年12月）までが85.4%となった。

(参考) 文字の同定作業完了時期（または完了予定時期）

改製不適合戸籍由来の文字登録申請状況

82自治体から230文字の受付

※令和8年1月末日時点
不備解消依頼中含む

	完了済	令和7年 1~3月 頃まで	令和7年 4~6月 頃まで	令和7年 7~9月 頃まで	令和7年 10~12 月頃まで	令和8年 1~3月 頃まで	未定	全体
自治体数	161	432	419	302	170	87	169	1,740
構成割合(%)	9.3	24.8	24.1	17.4	9.8	5.0	9.7	100.0
累計構成割合 (%)	9.3	34.1	58.2	75.6	85.4	90.3	100.0	100.0

自治体への文字同定WT検討結果送付

文字同定WTで同定先候補の検討を行った文字について、検討結果を自治体に送付した。（令和7年12月24日）

送付対象

・第5回文字同定WT（令和7年11月実施）までに検討した文字

※自治体からの届出期限は令和7年度末としているため、今後も随時検討結果の送付を行う。

検討結果

○検討にあたっては、文字包摂ガイドラインに照らして、包摂可能かどうかで判断いただいた。

検討自治体数	56自治体	内訳	同定できた文字（A） 同定先有として自治体へ送付	82字
検討文字数	133字		同定できなかった文字（C） 同定先無として自治体へ送付	51字

検討結果送付後の自治体における文字同定状況

文字同定WTでの同定先候補の検討結果を自治体に送付後、報告のあった文字同定状況（令和8年1月末日時点）

同定結果

○Aのうち同定結果の回答があった自治体数・文字数

報告自治体数	9自治体	内訳	デジタル庁候補文字に同定	19字
報告文字数（B）	22字		デジタル庁候補文字と異なる文字に同定	3字

○Bの内訳

(総務省提供)

**住民基本台帳事務処理要領における文字同定の
考え方について**

- 地方公共団体からデジタル庁に対し問い合わせのあった、住民基本台帳事務処理要領における文字同定の考え方については以下のとおり。

(問) 地方公共団体基幹業務システム統一・標準化に伴い、改製不適合戸籍に由来する外字につき、行政事務標準文字へ同定する文字の候補がデジタル庁から示されたところだが、当該文字への同定は、住民基本台帳事務処理要領における「戸籍に記載又は記録がされている氏名及び氏名の振り仮名（以下「氏名等」という）を記載（字体も同一にする。）する。」に則した取扱いであると考えているが如何。

(答) お見込みのとおり。今般の同定は、異なる字形同士が同じ文字かどうかを判断するものであり、字体を変えるものではありません。

- **住民基本台帳事務処理要領**（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号（需給）・自治振第150号）

第2 住民基本台帳

1 住民票

(2) 記載事項（法第7条、法第30条の45）

ア 氏名及び氏名の振り仮名（法第7条第1号、第1号の2）

日本の国籍を有する者については、戸籍に記載又は記録がされている氏名及び氏名の振り仮名（以下「氏名等」という。）を記載（字体も同一にする。）する。

3 行政事務標準文字の追加の検討（素案）

行政事務標準文字への文字追加（素案）

文字同定が困難な文字のうち、以下の文字は、行政事務標準文字に追加する対応を行う。

- ①改製不適合戸籍に由来する外字のうち、同定先の文字の候補が選定できないもの
- ②現に行政実務等において活用しているものとして、自治体から届出があったもの

背景

文字同定手順書に基づき文字同定が困難な以下の文字は、同定順書等においてデジタル庁への届出を求めている。

①改製不適合戸籍に由来する外字（令和7年3月17日付事務連絡にて、届出様式を示し、令和7年度末を期限に自治体から届出）

- ✓自治体から届出のあった文字は、令和7年度から文字包摂ガイドラインに則り、文字同定WTにて同定先候補を検討。
- ✓同WTで、同定先の候補の選定が困難な文字が複数発生。

②改製不適合戸籍に由来しない外字（具体的な届出方法は示していない）

- ✓令和6年度の検討会報告書や、同定作業を行う自治体から文字追加に関する意見あり。
- ✓文字同定手順書では、会議体を設けて取扱いを検討することとしている。

留意点

- 追加する文字の字形は、自治体からの届出を元に作成するが、完全に一致した字形にはならない。
- 追加する文字について、行政事務標準文字として使用することができるもの。他の制度において使用できる文字は各制度におけるルールに基づくものとなる。例：氏名に使用できる文字については、戸籍制度の法令に基づくものに限られる。
- 行政事務標準文字への追加は、実装負担を考慮し、原則として一括で行う必要がある。
- 追加対象の文字を把握するため、自治体からの届出には期限を設ける必要がある。
 - ※改製不適合戸籍に由来する外字の届出は、原則として令和7年度内とするが、令和8年度にも届出がある見込み。
- 届出には文字同定の完了が前提となるため、同定期限を設定する必要がある。
 - ※同定支援ツールは**令和8年度まで**提供予定であり、令和8年度予算案に盛り込まれている。

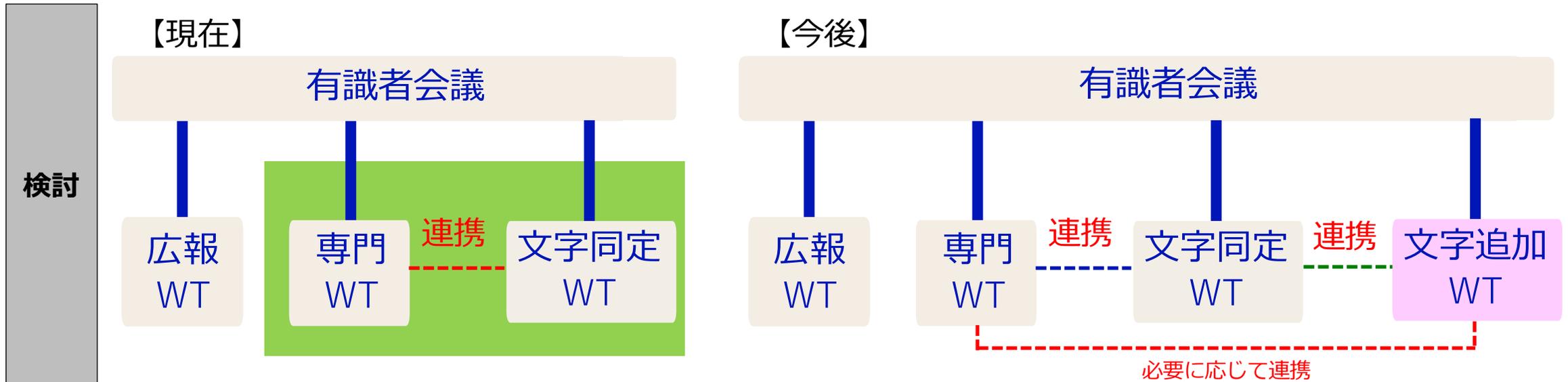
文字追加WTの新設

目的と方向性

行政事務標準文字への追加は、包摂の範囲や住民の意向、過去の経緯等やむを得ない事情により、行政事務標準文字に同定できない外字を、情報連携や帳票等において使用できるようにすることが目的であるため、検討にあたっては、基本的には追加を承認する方向で実施する。

検討体制

- 文字同定が困難として地方公共団体から提出のあった氏名等で使用されている文字を検討する文字追加WTは、専門WTと連携して対応を行う。
- なお、文字同定WTは、提出期限である令和7年度末を超過して提出された改製不適合戸籍由来の文字に関して引き続き対応を行う。



検討・確認いただきたい内容

- 自治体から届け出のあった文字に係る文字図形の作成方針（複数の文字につき、どの範囲で一つの文字図形とするか等）
- 自治体における当該文字の活用状況の確認

新設に向けた検討事項

- 有識者会議にて、設置要綱を改正する。
- 文字同定手順書において、同定できない文字に関する対応部分を改訂する。

文字追加報告様式

文字追加WTで検討する文字の自治体からの提出は、添付報告資料で行うことでよいか。

※令和7年度中に同定不可文字のサンプル収集として使用した様式を参考とした。

※依頼は、以下②文字の取扱いに係る事務連絡・提出依頼で行う。

自治体への事務連絡・各種WT検討結果の内容（素案）

①文字同定WT結果報告（令和7年12月以降） ※事務連絡案及び同定結果報告様式は令和7年9月19日第3回専門WTで了解

- ・ 同定先候補の有無
- ・ 同定先候補がない場合の文字の取扱いは検討中であること
- ・ 同定先候補がある場合であっても、やむを得ない事情により同定が難しく、行政事務の遂行にあたり、その文字の使用が必要であると自治体から届出があった場合には、同定結果報告様式にその旨を記載してもらい、当該文字の取扱いを検討すること

実施済

②文字の取扱いに係る事務連絡・提出依頼（令和8年3月以降）

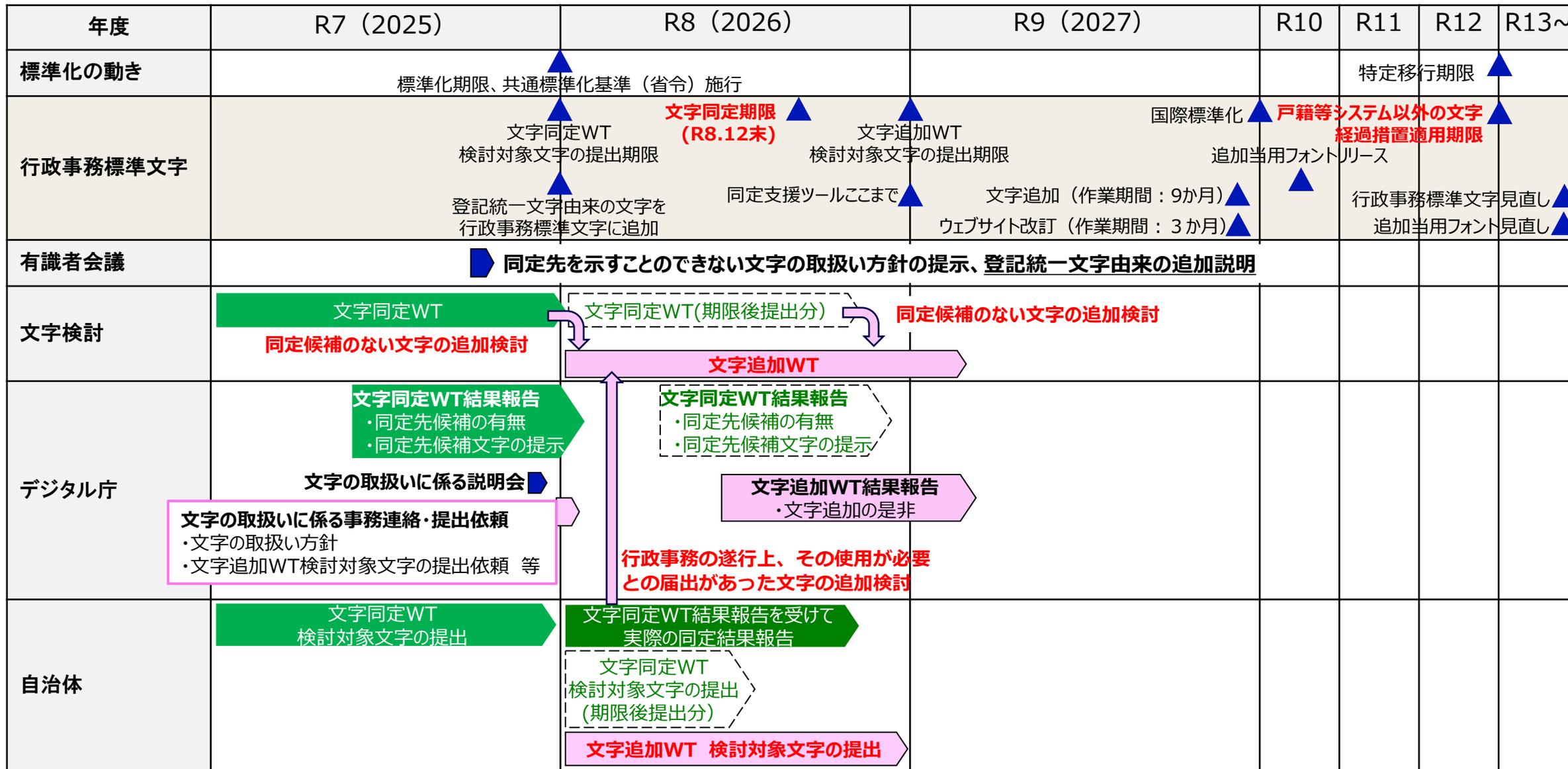
- ・ 同定困難文字のうち、改製不適合戸籍由来の文字の取扱い（①で検討中として案内していたが、文字追加WTで検討し文字を追加することを明記）
- ・ 同定困難文字の追加を文字追加WTで検討すること及び全体スケジュール（文字同定期限や追加時期の目安）
※文字の追加時期は文字同定期限を過ぎてしまうが問題ない旨と、一旦外字として登録する対応を取ってもらうことを合わせて記載する必要があるか。
- ・ 同定困難文字で、改製不適合戸籍由来以外の文字の提出依頼

③文字追加WT結果報告（令和8年12月以降）

- ・ 文字追加の是非
- ・ 追加する文字の追加予定時期の再周知

全体スケジュール

○令和8年度には、文字追加WTを新設し、文字同定WTで同定先候補が無かった文字や行政事務の遂行上、その使用が必要との届出があった文字等、同定困難文字の行政事務標準文字への追加を検討。



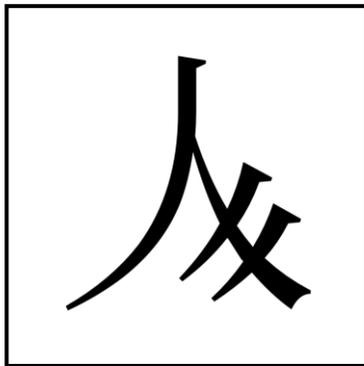
4 行政事務標準文字への登記統一文字の追加

行政事務標準文字への登記統一文字の追加

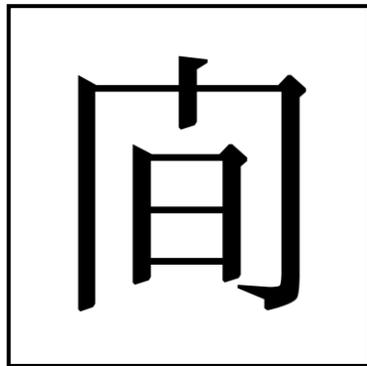
登記固有文字の行政事務標準文字への同定

- 社会全体の効率化の観点から、文字の規格を統一すべく、「登記統一文字」について、令和7年度中に「行政事務標準文字」への追加を行う。（「公的基礎情報データベース整備改善計画」2025年6月13日閣議決定）
- 前段として令和6年度は、登記固有文字（約1万3,000文字）に対して行政事務標準文字に同定する事業を実施した。

【登記固有文字の例】 ※番号は登記統一文字番号



01002280



01008000



01097140



01100160

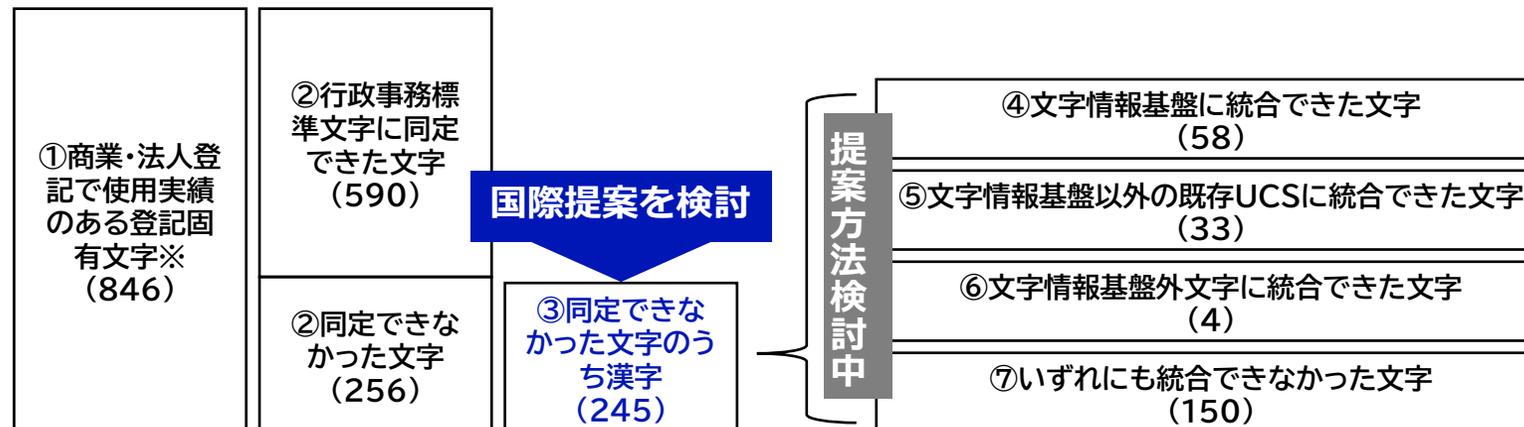
行政事務標準文字への登記統一文字の追加

登記固有文字の国際提案に向けた検討

- 行政事務標準文字の国際標準化へ向けた取組に連動して、登記固有文字を行政事務標準文字に追加し、併せて国際標準化を図る。
- 国際提案に向けて、使用頻度や用例等を確認しながら「UCS統合規則」等の国際ルールに基づいた分類を実施し、規格登録に必要な属性情報等を整備中である。

【文字分類の全体像】

- ①商業・法人登記で使用実績のある登記固有文字※は少なくとも846文字※。
- ②このうち、文字包摂ガイドラインにより、行政事務標準文字に同定（Identification）できたものが590文字、同定できなかったものが256文字。
- ③同定できなかった256文字の内訳は、漢字245文字、崩し字4文字、記号等7文字。
- ④⑤⑥⑦国際提案では、UCS統合規則がベースになるため、文字包摂ガイドラインで行政事務標準文字に同定できなかった文字について、UCS統合規則で統合（Unification）できるか改めて調査・分類。国際提案の方法を検討中。



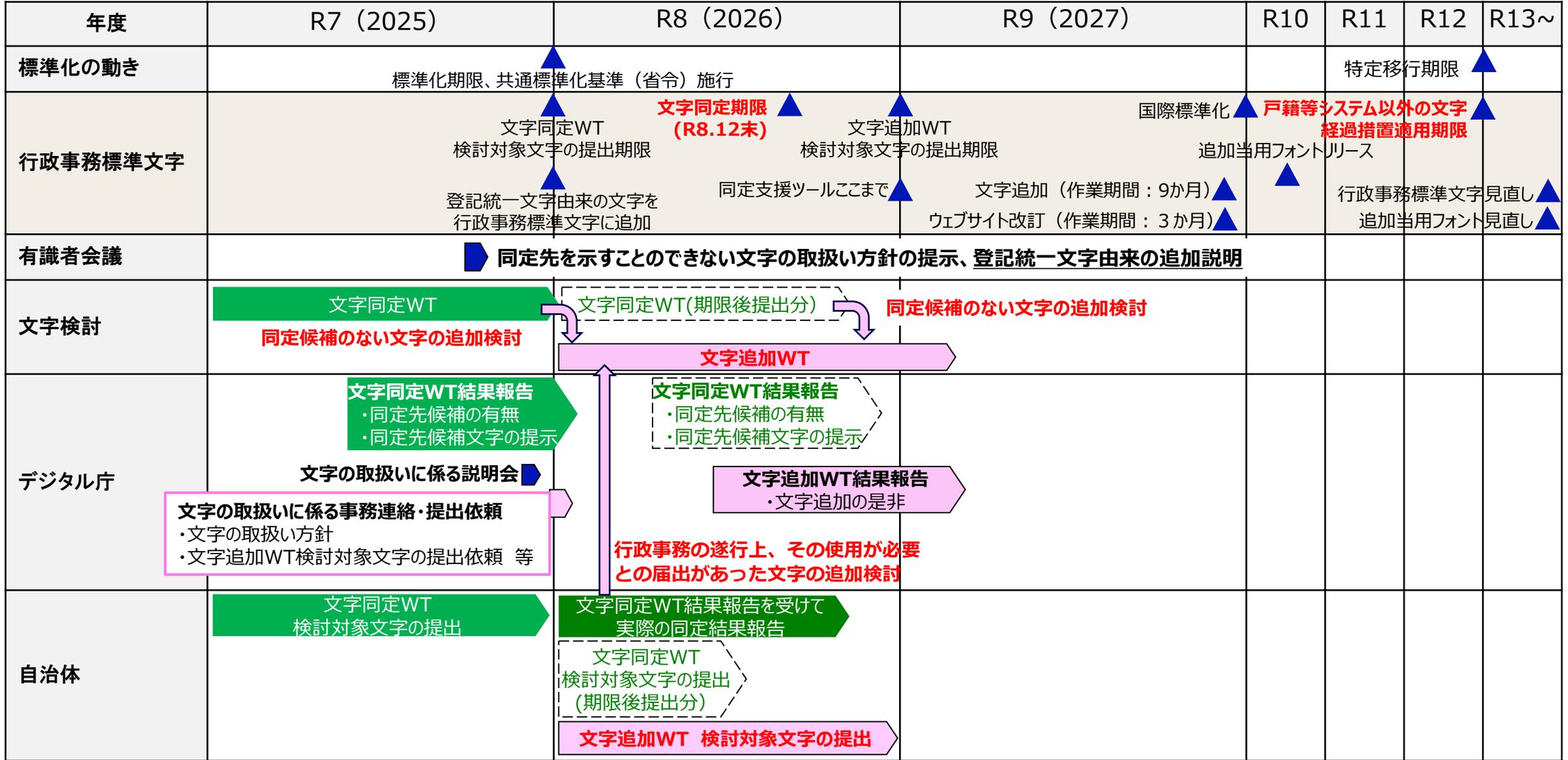
※現在存在する商号（法人名又は屋号）のみを対象に調査。氏名や過去の商号等の調査は2026年2月以降予定。

行政事務標準文字に 登記に係る外字を追加する場合のロードマップイメージ

	R7	R8	R9～
登記外字の 行政事務標準文字への追加	行政事務標準文字への追加 コード付番・ フォント作成等	(ベース・レジストリを通じたデータ連携の推進)	
国際標準化に向けた 情報整理		属性情報 (読み・画数等) 整備	
国際標準化			国際標準化に向けた 調整
国システムにおける 文字の移行 (行政事務標準文字への同 定)		同定作業	

全体スケジュール

○令和8年度には、文字追加WTを新設し、文字同定WTで同定先候補が無かった文字や行政事務の遂行上、その使用が必要との届出があった文字等、同定困難文字の行政事務標準文字への追加を検討。



參考資料

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2025年6月13日閣議決定）

本文より抜粋

政府・地方公共団体等の行政機関のシステムが有するデータについては、データ連携の推進やAI活用の推進を念頭に、相互運用性の確保に向けた取組を強化する。具体的には、政府情報システムの整備に当たって、データモデル策定のための参照ドキュメントとして提供されているGIF（政府相互運用性フレームワーク）について、その実装強化を進めるとともに、地方公共団体の基幹業務システムについては、地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組の中で、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することで、相互運用性を確保する。また、**官民間問わずシステム依存性が高く、今後の情報連携の支障となり得る文字については、行政事務標準文字を官民通じて広く活用するべく、国際標準化を含む取組を推進する。**

重点政策一覧より抜粋

○[No.2-31] データの相互運用性の確保

・円滑なデータ連携を促進するために、行政機関等が保有するデータの品質を確保する取組を実施する。特に**文字については、官民間問わず、システム依存性が高く、今後も情報連携推進の支障となることが想定される。また、データ連携のみならず、各個人のデータ活用という観点からも、そのあり方を検討していくことが必要。このため、行政事務標準文字を官民通じて広く通用するものとする**ことが有効で、そのためには**国際標準化まで取り組み、行政事務標準文字を広く一般に活用することができるようにする。**

具体的な目標

文字情報基盤の管理団体である一般社団法人文字情報技術促進協議会及び符号化文字集合に関する国際標準化を担当するISO/IEC JTC 1/SC2に対応する国内専門委員会と連携を密にしながら、2027年度に計画されているISO/IEC10646の改定に合わせて行政事務標準文字の国際標準化を目指す。

主担当府省庁： デジタル庁 **関係府省庁：** 経済産業省

デジタル庁

Digital Agency